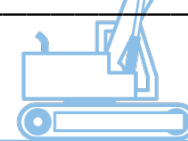
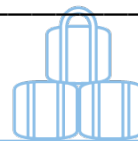


特定廃棄物埋立処分事業の 状況等について

1. 特定廃棄物埋立処分施設の状況について_____ p. 1～ 4
 2. 生活ごみ（不燃物）の埋立処分等について_____ p. 5～ 8
 3. 管理区域の解除等について_____ p. 9～12
 4. 搬入道路の待避場所及び待機場等の撤去について_____ p. 13
 5. セメント固型化処理施設の解体撤去工事について_____ p. 14
 6. 特定廃棄物埋立情報館 「リプルンふくしま」について_____ p. 15～17
- 【参考】埋立処分施設の立札表示について_____ p. 18



1. 特定廃棄物埋立処分施設の状況について

- 特定廃棄物の埋立処分は、令和5年10月末で終了。
- 令和5年11月以降の4年間は、双葉郡8町村の生活ごみを埋立処分。
- 搬入した生活ごみは、令和6年5月より、施設内に設置した詰替施設において、地盤改良用収納容器に封入後、上流側区画において埋立処分を開始。
- 下流側区画（上流側区画の一部を含む。）の最終覆土工は令和7年3月完了。
- 上流側区画の北側では最終覆土工施工中。

・埋立廃棄物（袋数）

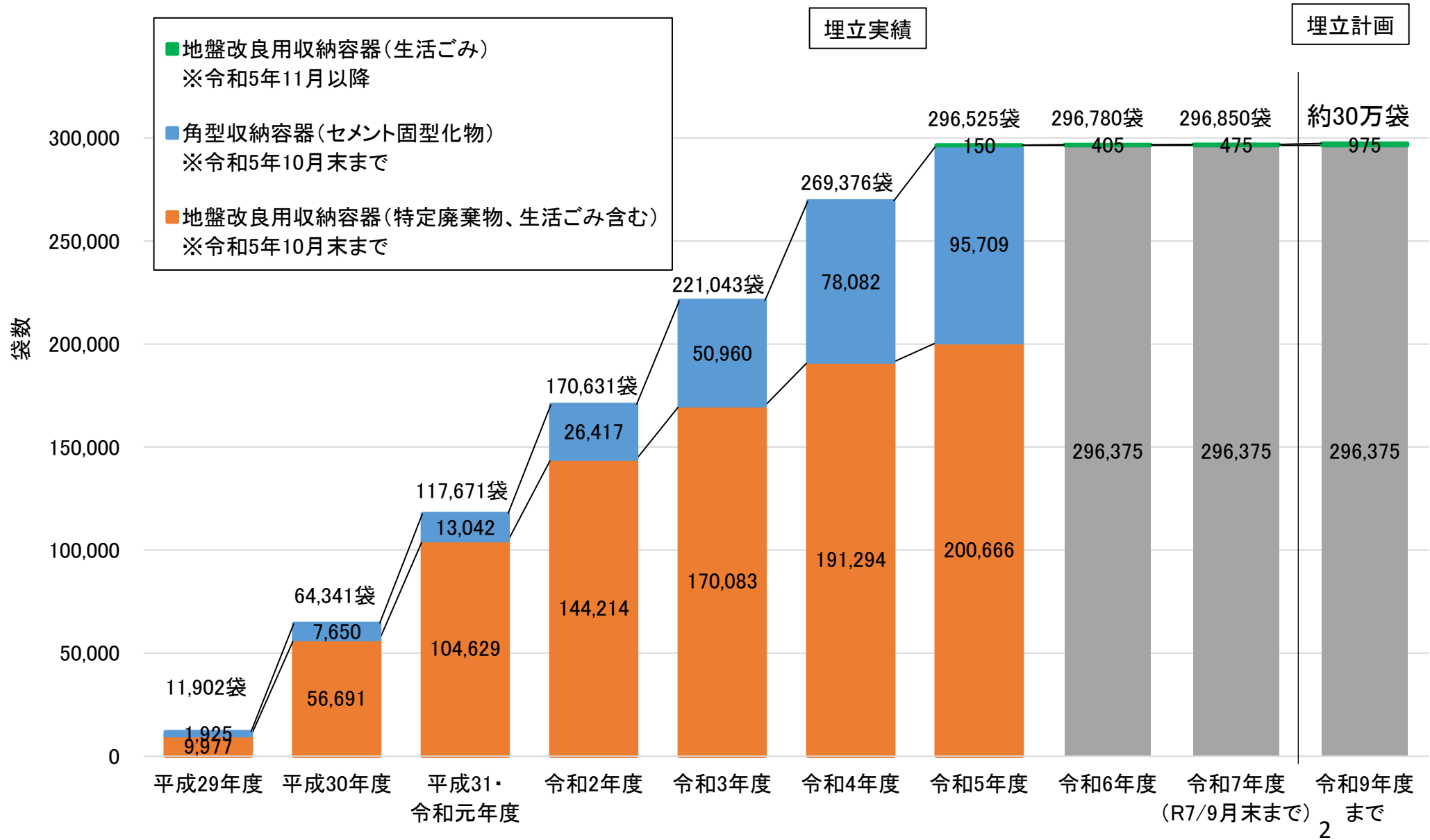
期間	特定廃棄物等の埋立							生活ごみの埋立		
	平成29年度 (11月～)	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (～10月)	令和5年度 (11月～)	令和6年度	令和7年度 (～9月)
実績 (袋数)	11,902	52,439	53,330	52,960	50,412	48,333	26,999	150	255	70
累計	11,902	64,341	117,671	170,631	221,043	269,376	296,375	296,525	296,780	296,850

・輸送車両延べ台数

期間	特定廃棄物等の埋立							生活ごみの埋立		
	平成29年度 (11月～)	平成30年度	平成31/令和 元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (～10月)	令和5年度 (11月～)	令和6年度	令和7年度 (～9月)
実績 (台数)	2,196	9,635	10,123	10,586	10,815	11,599	6,500	58	150	48
累計	2,196	11,831	21,954	32,540	43,355	54,954	61,454	61,512	61,662	61,710

1. 特定廃棄物埋立処分施設の状況について

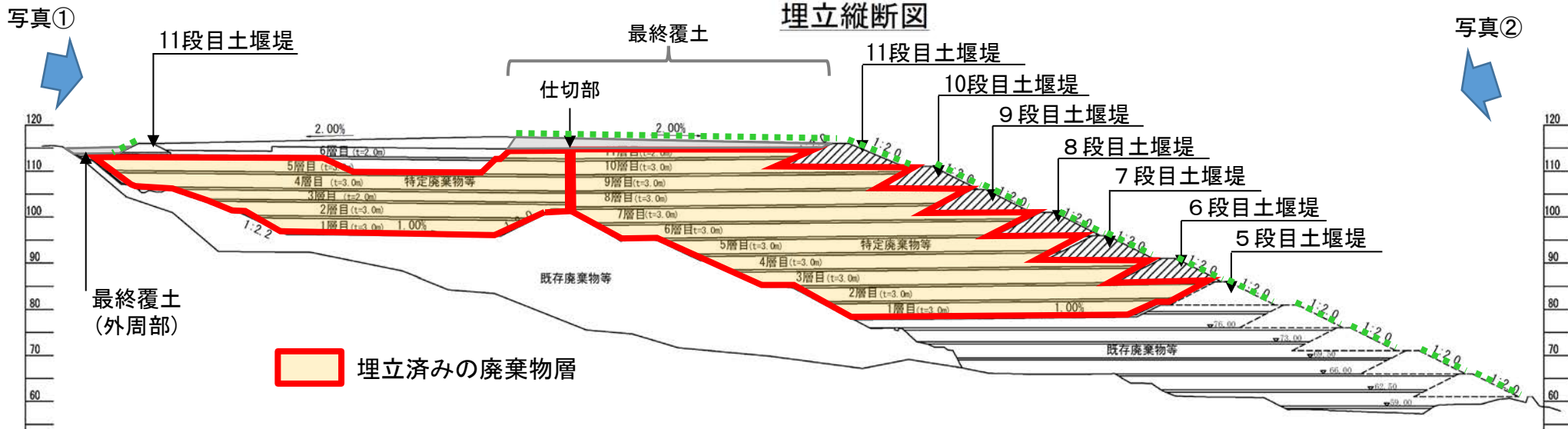
【参考】 特定廃棄物埋立処分施設の埋立実績と埋立計画



1. 特定廃棄物埋立処分施設の状況について



1. 特定廃棄物埋立処分施設の状況について



2. 生活ごみ（不燃物）の埋立処分等について

1) 生活ごみ（不燃物）の放射能濃度等

- 生活ごみ（不燃物）の放射能濃度は年2回測定し、8,000Bq/kg以下であることを確認している。

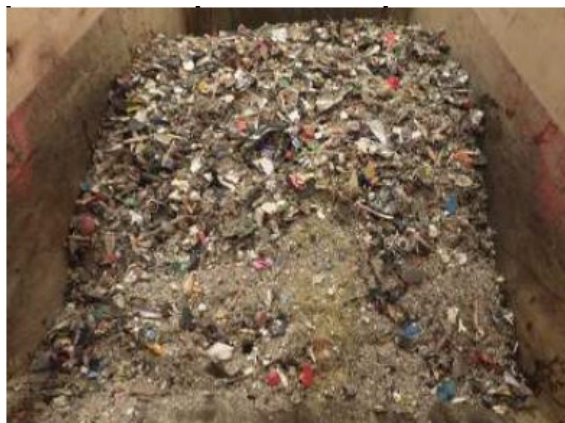
生活ごみ（不燃物）の放射能濃度〔参考値〕

収納容器	令和6年4月測定 (Bq/kg)			令和6年10月測定 (Bq/kg)			令和7年4月測定 (Bq/kg)		
	1	2	3	1	2	3	1	2	3
C s -134	ND (4.1)	ND (4.0)	ND (4.0)	ND (6.9)	ND (6.1)	ND (7.4)	ND (9.0)	ND (8.1)	ND (8.4)
C s -137	7.7	7.5	9.1	20	ND (5.7)	ND (6.9)	32	23	20

注) NDは検出下限値未満、()内に検出下限値を示す。
放射能濃度は有効数字2桁とした。

- 生活ごみ（不燃物）は、「燃えないごみ」や「粗大ごみ」として収集され、粗大ごみ処理施設で破碎・選別された後の不燃系残渣物であり、缶くず、陶器くず、プラスチックくず、ガラスくず及び砂等が含まれている。

生活ごみ（不燃物）の例

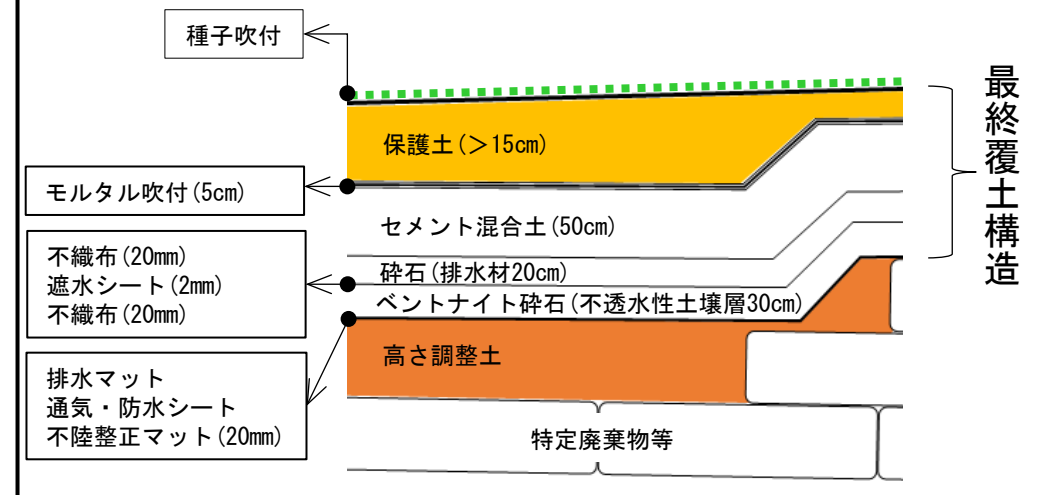


2. 生活ごみ（不燃物）の埋立処分等について

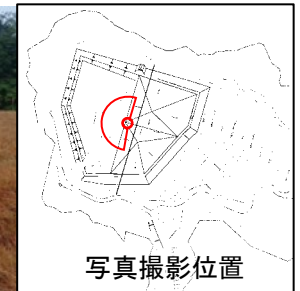
2) 埋立処分、最終覆土の施工状況

- 上流側区画（北側）
最終覆土工の施工中。
- 上流側区画（南側）
生活ごみ（地盤改良用収納容器）の
埋立作業を引き続き実施。
- 下流側区画（上流側区画の一部を含む。）
令和7年3月に、保護土表面に種子
吹付を施工し、最終覆土工完了。

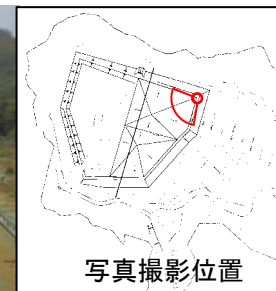
最終覆土の模式断面図



上流側区画



下流側区画



写真：令和7年9月10日撮影

2. 生活ごみ（不燃物）の埋立処分等について

3) 作業員の被ばく線量管理

① 測定方法

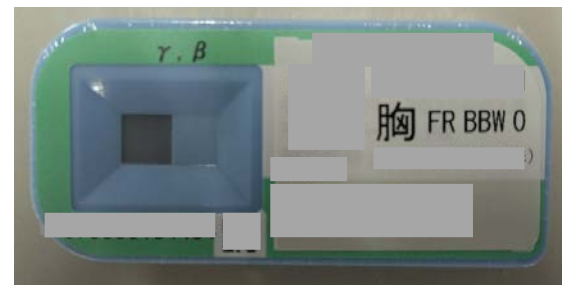
○ 特定廃棄物埋立処分施設の作業者は、ガラスバッジ線量計と電子ポケット線量計の2種類の線量計を併用して測定・記録している。

- ガラスバッジ線量計：1か月毎の線量を測定し、累積被ばく量を放射線管理手帳に記録
→ 放射線従事者中央登録センターへ登録
- 電子ポケット線量計：1日毎の線量を測定し、当月の被ばく量を把握

【被ばく線量の測定方法】

作業区分	被ばく線量の測定方法
埋立作業 (特定廃棄物 埋立処分施設)	ガラスバッジ線量計を携行し、1か月毎の被ばく線量を測定→放管手帳に記録し、中央登録センターへ登録
	電子ポケット線量計を携行し、1日毎の被ばく線量を把握

注) 令和6年度以降、被ばく線量の測定は埋立作業のみ
令和6年度以降開始した埋立処分施設内の詰替作業は埋立作業に含む



ガラスバッジ線量計



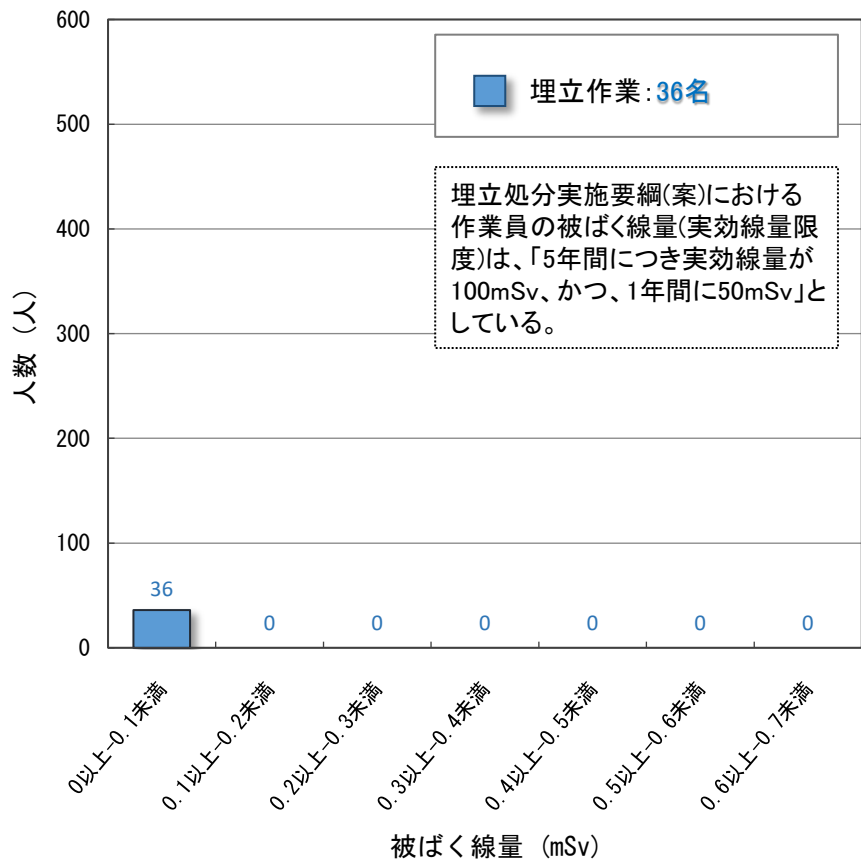
電子ポケット線量計 7

2. 生活ごみ（不燃物）の埋立処分等について

3) 作業員の被ばく線量管理

② 測定結果（ガラスバッジ線量計による測定結果）

令和6年11月～令和7年8月の測定結果



表中単位: 人

被ばく線量 区分 (mSv)	平成29年11月 ～平成30年10月		平成30年11月 ～令和元年10月		令和元年11月 ～令和2年10月		令和2年11月 ～令和3年10月		令和3年11月 ～令和4年10月		令和4年11月 ～令和5年10月		令和5年11月 ～令和6年10月		令和6年11月 ～令和7年8月
	埋立 作業	詰替・ 積込作業	埋立 作業	詰替・ 積込作業	埋立 作業	詰替・ 積込作業	埋立 作業	詰替・ 積込作業	埋立 作業	詰替・ 積込作業	埋立 作業	詰替・ 積込作業	埋立 作業	詰替・ 積込作業	埋立作業
2.6以上-2.7未満															
2.5以上-2.6未満		1													
2.4以上-2.5未満															
2.3以上-2.4未満		1													
2.2以上-2.3未満		1													
2.1以上-2.2未満		1													
2.0以上-2.1未満		1													
1.9以上-2.0未満		2													
1.8以上-1.9未満		2													
1.7以上-1.8未満															
1.6以上-1.7未満		1		1											
1.5以上-1.6未満		1													
1.4以上-1.5未満		1													
1.3以上-1.4未満		3													
1.2以上-1.3未満		4													
1.1以上-1.2未満		1		1			1								
1.0以上-1.1未満		3		3											
0.9以上-1.0未満		2	1	4				1							
0.8以上-0.9未満		3	1	4				5							
0.7以上-0.8未満		18	3	6		1					2				
0.6以上-0.7未満		12	3	7				1		2	2				
0.5以上-0.6未満		16	4	8						1	4				
0.4以上-0.5未満	4	15	9	10	2	8	2	3		8	1	2			
0.3以上-0.4未満	4	24	5	24	1	7	4	6		2	3	3			
0.2以上-0.3未満	18	29	14	41	5	2	6	4		5	1	6			
0.1以上-0.2未満	24	69	9	79	10	19	8	12		9	5	22			
0以上-0.1未満	143	363	103	365	138	351	134	333	175	362	117	260	116	44	36

(注) 埋立開始時期を起点として集計した。
令和6年度以降、被ばく線量の測定は埋立作業のみであり、埋立処分施設内で実施する詰替作業は埋立作業に含む。

3. 管理区域の解除等について

- 特定廃棄物埋立処分施設では、1万Bq/kg以上の特定廃棄物の埋立処分を行うことから、電離放射線障害防止規則に基づく管理区域を設定し、作業員等の電離放射線による障害防止に努めてきた。
- 特定廃棄物の埋立処分が終了し、生活ごみ(不燃物)の埋立処分のみになった令和5年11月以降も、引き続き管理区域の運用を継続してきた。
- 生活ごみ(不燃物)の放射能濃度は極めて低く、作業環境測定や作業員の被ばく線量の測定結果も踏まえ、令和8年度から管理区域を解除することとしたい。
 - ※ 管理区域の解除について、労働基準監督署に相談した結果、支障はないとの返答を得ている。
- 電離放射線障害防止規則に基づく管理区域の解除に併せて、放射線管理に関する対応等について、次ページに示すとおり、運用を変更したい。
- なお、以下事項については、生活ごみ(不燃物)の埋立作業が終了するまで継続する。
 - ・ 生活ごみ(不燃物)の放射能濃度の測定(年2回)
 - ・ 輸送対象である生活ごみ(不燃物)を封入するフレキシブルコンテナの重量、表面線量率、表面汚染密度の測定、記録
 - ・ 詰替施設において詰替後の地盤改良用収納容器の出来形計測(重量、表面線量率、表面汚染密度、寸法等の測定、記録)
 - ・ 埋立場所等の記録

3. 管理区域の解除等について

電離放射線障害防止規則等に基づく対応等の変更（案）

電離則	内容	現状	令和8年度以降の対応
3条、31条、32条	管理区域の明示 汚染検査の実施	管理区域を明示し、入退場者の管理、退出時の汚染検査等を実施	管理区域を解除し、電離則に基づく入退場者の管理は実施しない。ただし、作業従事者及び車両の退場時の洗浄や汚染検査等（泥落としやエアシャワー、退出車両の車両洗浄、汚染検査等）は継続
8条、9条	線量の測定、記録、 通知	- 作業従事者はガラスバッジ線量計を携行し、1か月毎の被ばく線量を測定→放管手帳に記録し、中央登録センターへ登録 - 作業従事者及び一時立入者は電子ポケット線量計を携行し、被ばく線量を測定・記録	- ガラスバッジ線量計による1か月毎の被ばく線量測定、作業従事者への通知は継続（中央登録センターへの登録は行わない） - 一時立入者を対象とした電子ポケット線量計による被ばく線量の測定・記録は実施しない
38条、39条 41条の8の2	保護具、保護衣類 等	管理区域への入場者は全てマスク、手袋、長袖、長靴及びヘルメットを着用	- 埋立作業、詰替作業及び最終覆土等作業の従事者は引き続き保護具等の着用を継続 - 作業従事者以外は、必要に応じて保護具等を着用
52条の8	特別教育	作業従事者を対象とした特別教育を実施	実施しない
53～55条	作業環境測定	空間線量率及び空气中放射性物質濃度の測定を、埋立処分施設内では毎月、詰替施設内では年2回実施	埋立作業が終了するまでの期間（令和9年10月まで）は、埋立処分施設内及び詰替施設内において、空間線量率及び空气中放射性物質濃度の測定を年1回測定
56条	電離放射線健康診断	作業従事者を対象とした法令に基づく健康診断を実施	実施しない
—	輸送車両周囲の線 量測定	輸送実施日の最初の輸送車両を対象に、廃棄物を積載した状態で前後左右の空間線量率を測定	実施しない
—	ゲートモニタによ る線量測定	廃棄物を搬入する全ての輸送車両を対象に測定	実施しない ※ゲートモニタは撤去する予定

【参考】 管理区域の設定要件との対比

作業環境測定等の結果では、管理区域の設定要件（電離則第三条第一項）を越える恐れはない状況。

- 外部放射線による実効線量・・・上流側線量率×3か月延べ作業時間
= $0.18 \mu\text{Sv/h} \times (40\text{h/週} \times 13\text{週})$ ……作業時間は週40時間に想定
= 0.094mSv
- 空気中の放射性物質による実効線量 ……平均濃度をCs-137の検出下限値(3か月平均)とした
= $1.3\text{mSv} \times (3\text{月平均濃度Bq/cm}^3 \div (\text{空气中濃度限度Bq/cm}^3 \times 1/10))$
= $1.3\text{mSv} \times (2.6 \times 10^{-6}\text{Bq/cm}^3 \div (3 \times 10^{-3}\text{Bq/cm}^3 \times 1/10))$
= 0.011mSv

● 実効線量の合計(第一号)
= $0.094\text{mSv} + 0.011\text{mSv} = 0.105\text{mSv} < 1.3\text{mSv}$

空气中濃度限度
Cs-134 : $2 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$
Cs-137 : $3 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$

● 表面密度(第二号)
地盤改良用収納容器の表面汚染密度 = 0.4Bq/cm^2 以下 $< 4 \text{Bq/cm}^2$

電離放射線障害防止規則（抜粋）

（管理区域の明示等）

第三条 放射線業務を行う事業の事業者（第六十二条を除き、以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する区域（以下「管理区域」という。）を標識によって明示しなければならない。

- 一 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が三月間につき一・三ミリシーベルトを超えるおそれのある区域
- 二 放射性物質の表面密度が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えるおそれのある区域
- 2 前項第一号に規定する外部放射線による実効線量の算定は、一センチメートル線量当量によつて行うものとする。
- 3 第一項第一号に規定する空気中の放射性物質による実効線量の算定は、一・三ミリシーベルトに一週間の労働時間中における空気中の放射性物質の濃度の平均（一週間における労働時間が四十時間を超え、又は四十時間に満たないときは、一週間の労働時間中における空気中の放射性物質の濃度の平均に当該労働時間を四十時間で除して得た値を乗じて得た値。以下「週平均濃度」という。）の三月間における平均の厚生労働大臣が定める限度の十分の一に対する割合を乗じて行うものとする。

別表第三(第三条関係)表面汚染に関する限度

区分	限度(Bq/cm ²)
アルファ線を放出する放射性同位元素	4
アルファ線を放出しない放射性同位元素	40

作業環境測定結果(直近値)

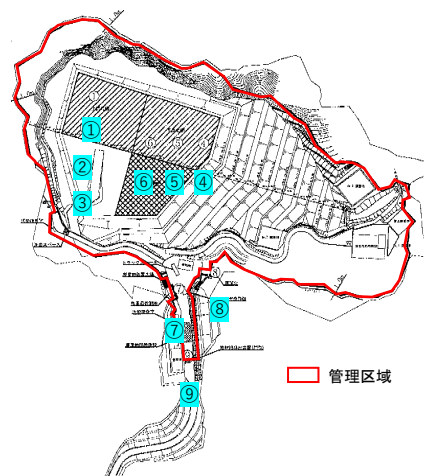
空間線量率測定結果(μSv/h)

	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月
①上流側1	0.14	0.17	0.11
②上流側2	0.18	0.13	0.10
③上流側3	0.09	0.08	0.07
④下流側1	0.08	0.07	0.07
⑤下流側2	0.08	0.08	0.08
⑥下流側3	0.10	0.10	0.09
⑦作業員詰め所前	0.13	0.13	0.12
⑧見学展望台	0.14	0.14	0.13
⑨管理棟玄関前	0.08	0.09	0.08

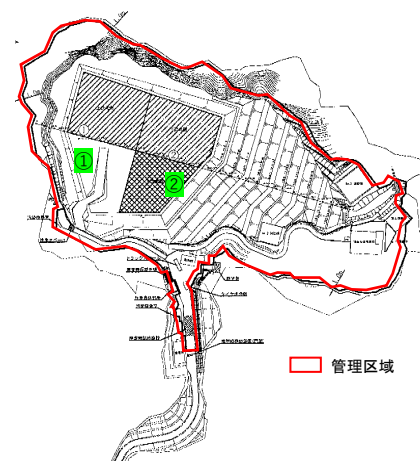
空气中放射性物質濃度測定結果(Bq/cm³)

		令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月
①上流側	Cs-134	ND (1.2×10^{-6})	ND (1.2×10^{-6})	ND (1.2×10^{-6})
	Cs-137	ND (2.5×10^{-6})	ND (2.7×10^{-6})	ND (2.4×10^{-6})
②下流側	Cs-134	ND (1.2×10^{-6})	ND (1.2×10^{-6})	ND (1.2×10^{-6})
	Cs-137	ND (2.5×10^{-6})	ND (2.7×10^{-6})	ND (2.4×10^{-6})

注) NDは検出下限値未満、()内に検出下限値を示す。



空間線量率測定図



空气中放射性物質濃度測定図

【参考】 管理区域の設定要件との対比

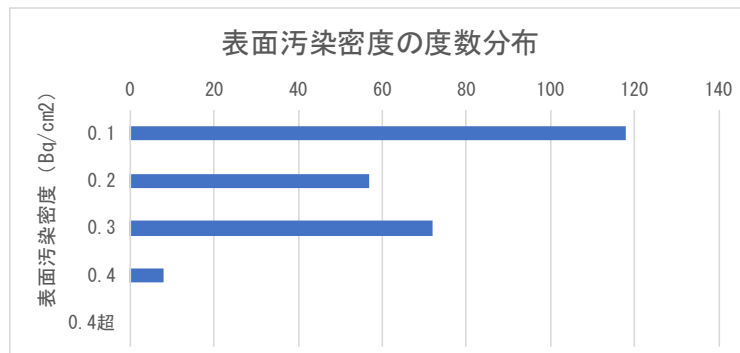
地盤改良用収納容器の表面汚染密度等

○ 地盤改良用収納容器255袋(令和6年度分)の集計

■表面汚染密度

平均値 0.19 Bq/cm²
中央値 0.20 Bq/cm²

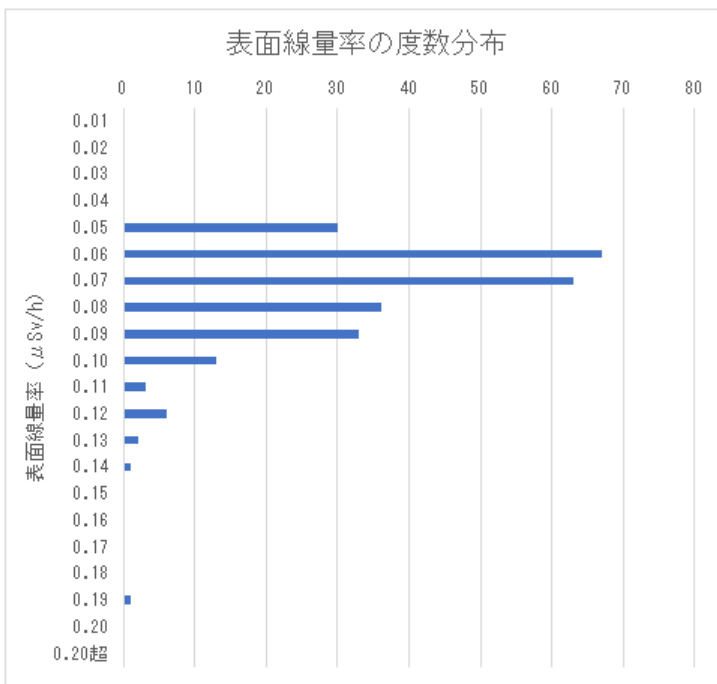
区分 (Bq/cm ²)	度数
0.1	118
0.2	57
0.3	72
0.4	8
0.4超	0
計	255



■表面線量率

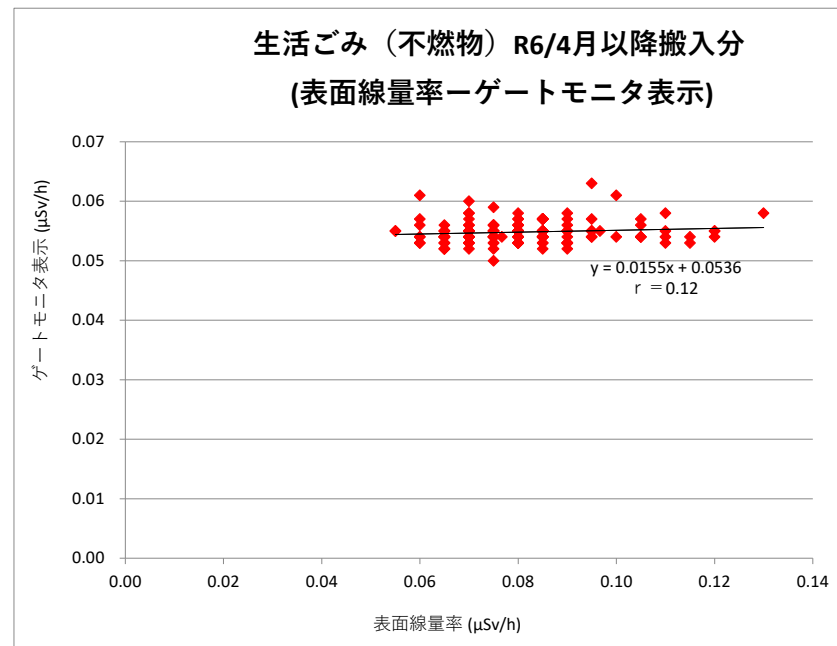
平均値 0.07 μ Sv/h
中央値 0.07 μ Sv/h

区分 (μ Sv/h)	度数
0.01	0
0.02	0
0.03	0
0.04	0
0.05	30
0.06	67
0.07	63
0.08	36
0.09	33
0.10	13
0.11	3
0.12	6
0.13	2
0.14	1
0.15	0
0.16	0
0.17	0
0.18	0
0.19	1
0.20	0
0.20超	0
計	255



○ 輸送車両のべ150台(令和6年度分)の集計

■ゲートモニタ表示値と積載廃棄物の表面線量率の相関



・表面線量率は、輸送車両に積載する各収納容器の表面線量率の平均値

4. 搬入道路の待避場所及び待機場等の撤去について

- 特定廃棄物の搬入道路に整備した輸送車両の待避場所及び待機場は、舗装・盛土等を撤去する予定。
- 撤去後は、地権者の意向を踏まえて、農地等に原状復旧する。

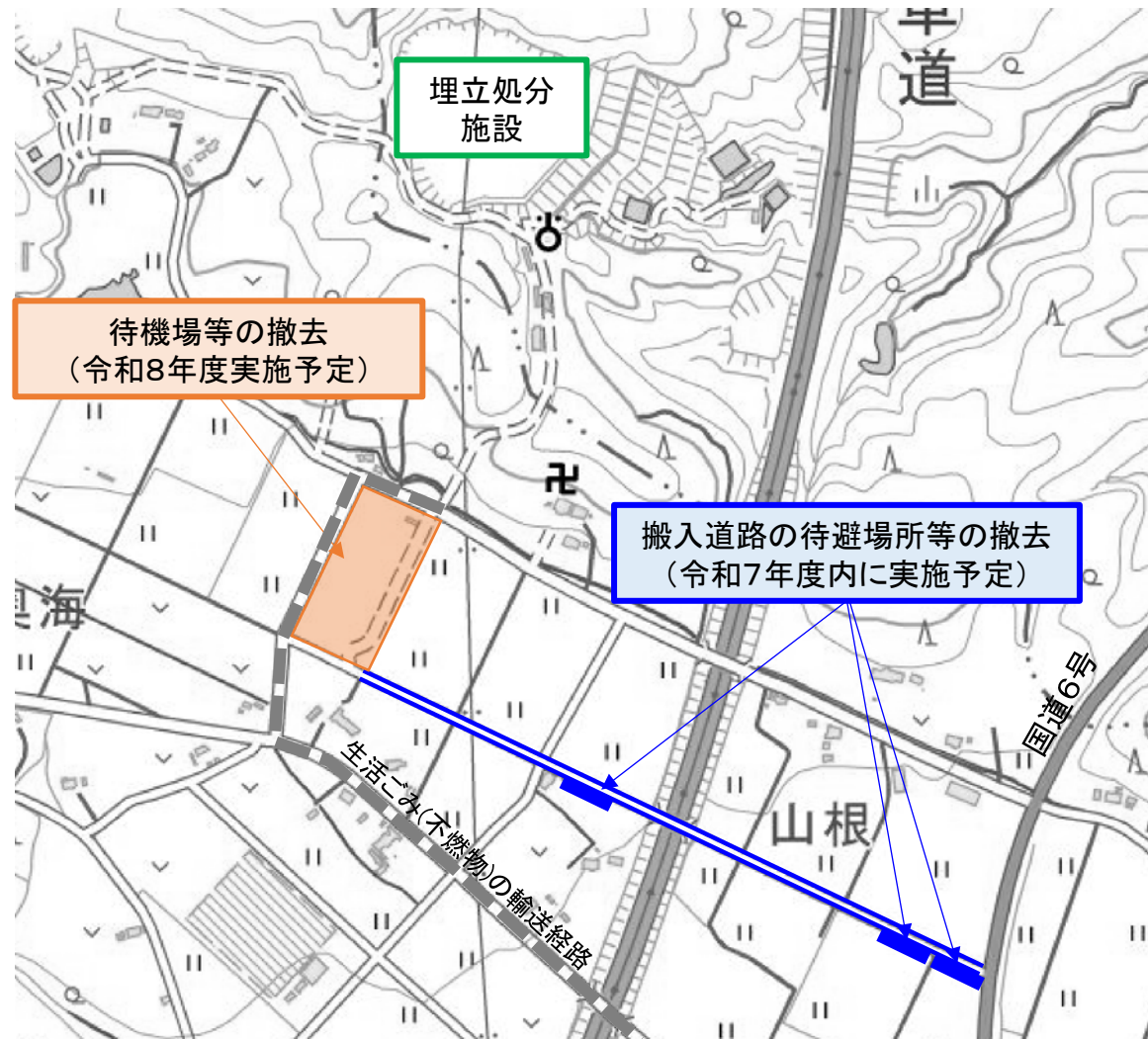
待機場等の撤去・原状復旧工事

- 令和8年度の実施を予定
- 見学者施設や舗装・盛土等を撤去して農地等に復旧



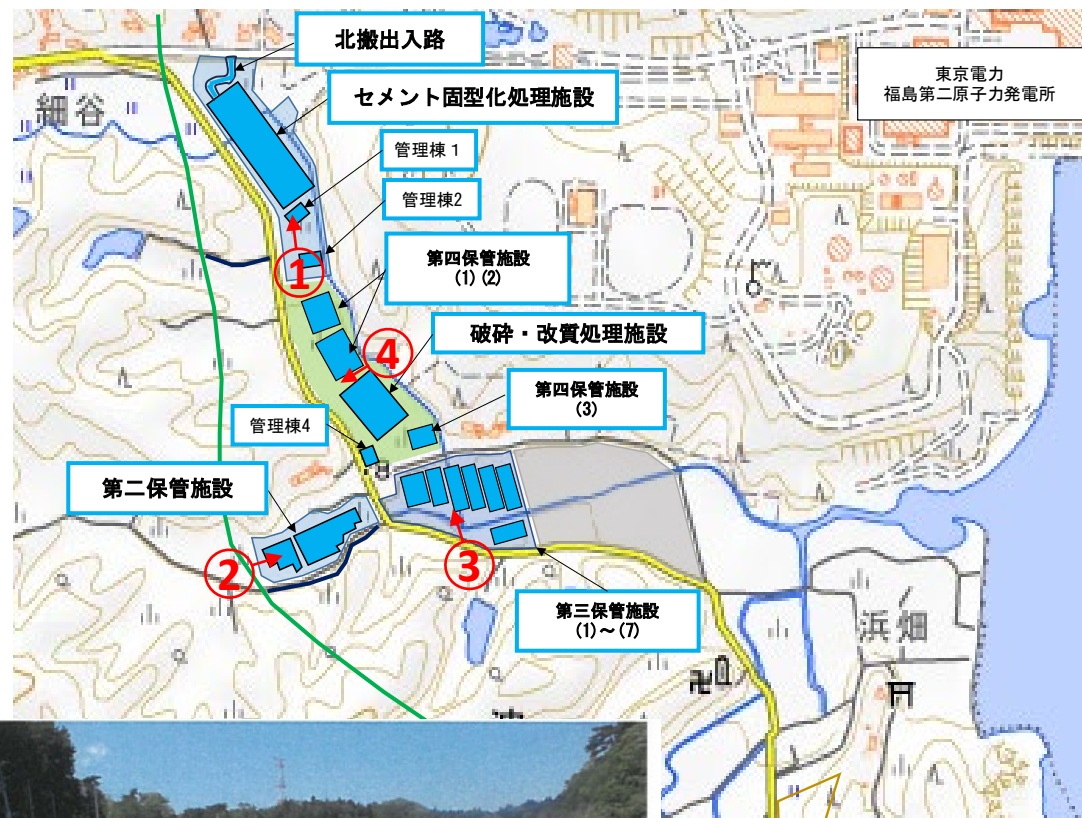
搬入道路の待避場所の撤去・原状復旧工事

- 令和7年度内に工事实施の予定
- 待避場所を撤去して農地等に復旧



5. セメント固型化処理施設の解体撤去工事について

- セメント固型化処理施設の建物及び施設外構造物の解体撤去工事は、令和7年6月に終了。
- 空間線量率や地下水等のモニタリング調査では、測定値に異常は見られなかった。



6. 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」について

第18回情報発信拠点運営委員会の開催

- 日時 令和7年9月24日（水） 13時30分～16時
- 場所 リプルンふくしま会議室
- 議事（概要）
 1. 運営実績報告及び今後の運営方針
 - ・ 令和7年4月から8月までの来館者数や団体利用実績等の運営状況
 - ・ 令和7年4月から8月までの主な活動（来館者対応、イベント企画、PR活動、地域活動への参加状況）
 - ・ 課題・ご意見への対応状況
 2. アンケートの分析
 - ・ 来館者、体験イベント参加者を対象としたアンケート結果
 - ・ 小学生から大学生を対象としたアンケート分析結果
 3. リプルンふくしまの今後の取り組み
 - ・ グランドデザインの評価・課題
 - ・ グランドデザインの目標達成に向けた中期長期計画
 4. その他

【参考】

- 情報発信拠点運営委員会
学識経験者、地方自治体、関係機関等
委員：8名 オブザーバー：12名



館内展示更新確認の状況



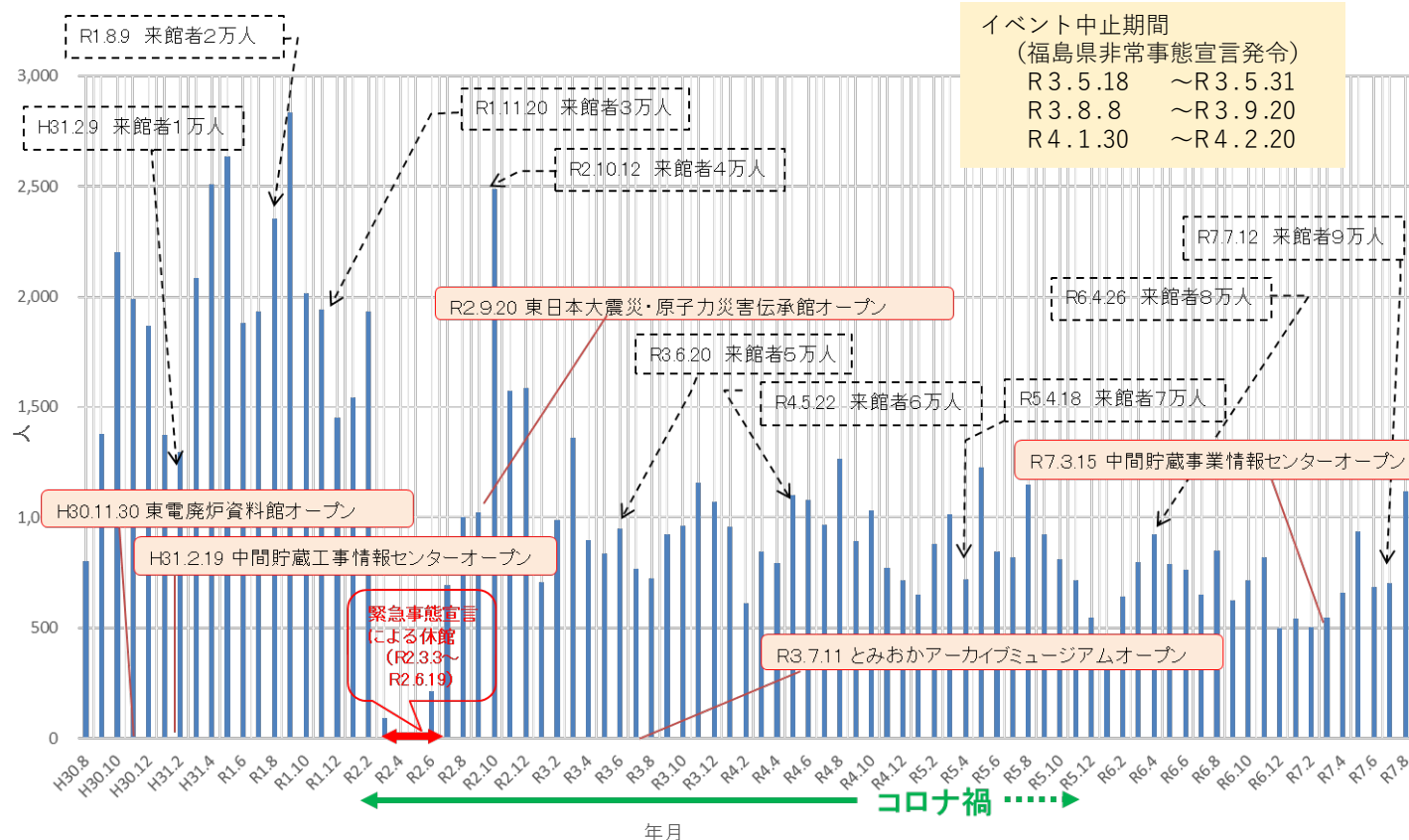
運営委員会の様子

6. 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」について

運営実績（令和7年8月末現在）

来館者累計	91,605人（令和7年度平均31人／日）
処分施設見学者数	8,627人
来館団体数	3,524団体（団体見学者数 26,652人）

来館者の推移



ゴールデンウィークイベント開催



来館者9万人



7周年感謝イベント開催

6. 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」について

地域のイベントに参加しました



4月 夜の森桜まつり2025



7月 檜葉町
サマーフェスティバル



8月 第4回ならは百年祭



8月 2025富岡夏まつり

富岡町と檜葉町の再生・復興状況の情報発信に取り組んでいます



富岡町にある麓山神社の火祭りに参加し、取材を行いました。作った松明も館内に展示しています。



檜葉町にある大滝神社の浜下り神事に参加し、取材を行いました。



リプルン公式Instagramを開設しました



リプルン公式Instagram（インスタグラム）を開設し、館内イベントや地域イベントへの出展情報などをお知らせしています。

お問い合わせ

- 住 所：双葉郡富岡町大字上郡山字太田526-7
- 開館時間：9：00-17：00
- 電 話：0240-23-7781
- メール：info_reprun@env.go.jp

【参考】埋立処分施設の立札表示について

- 福島県から、埋立処分施設の立札について、連絡先の表示が劣化して見えづらくなっていることから、改善するよう求められた。
- 連絡先、及び7月1日付けで管理者が変更となったため管理者名の表示の修復を実施。

立札表示の劣化（令和7年5月22日撮影）



立札表示の現況（令和7年8月撮影）

